

支払予定額内訳書

(単位：円)

年 月		貸借料 (税抜)	消費税及び地方 消費税相当額	貸借料 (税込)	
6年度	6年	4月	—	—	—
		5月	—	—	—
		6月			
		7月			
		8月			
		9月			
		10月			
		11月			
		12月			
	7年	1月			
		2月			
		3月			
年度 小計					
7年度	7年	4月			
		5月			
		6月			
		7月			
		8月			
		9月			
		10月			
		11月			
		12月			
	8年	1月			
		2月			
		3月			
	年度 小計				

※消費税及び地方消費税相当額は、消費税法第28条第1項及び第29条、地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、貸借料（税込）に110分の10を乗じて得た額である。

支払予定額内訳書

(単位：円)

年 月		賃貸借料 (税抜)	消費税及び地方 消費税相当額	賃貸借料 (税込)	
8年度	8年	4月			
		5月			
		6月			
		7月			
		8月			
		9月			
		10月			
		11月			
		12月			
		9年	1月		
			2月		
			3月		
年度 小計					
9年度	9年	4月			
		5月			
		6月			
		7月			
		8月			
		9月			
		10月			
		11月			
		12月			
		10年	1月		
			2月		
			3月		
	年度 小計				

※消費税及び地方消費税相当額は、消費税法第28条第1項及び第29条、地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、賃貸借料（税込）に110分の10を乗じて得た額である。

支払予定額内訳書

(単位：円)

年 月		賃貸借料 (税抜)	消費税及び地方 消費税相当額	賃貸借料 (税込)	
10年度	10年	4月			
		5月			
		6月			
		7月			
		8月			
		9月			
		10月			
		11月			
		12月			
	11年	1月			
		2月			
		3月			
年度 小計					
11年度	11年	4月			
		5月			
		6月	—	—	—
		7月	—	—	—
		8月	—	—	—
		9月	—	—	—
		10月	—	—	—
		11月	—	—	—
		12月	—	—	—
	12年	1月	—	—	—
		2月	—	—	—
		3月	—	—	—
年度 小計					
合 計					

※消費税及び地方消費税相当額は、消費税法第28条第1項及び第29条、地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、賃貸借料（税込）に110分の10を乗じて得た額である。